

「武器等製造法に基づく猟銃等の製造事業等の許可等に関する事務」一覧

【防府市】窓口:防府市消防本部 予防課危険物係 0835-23-9909

(1) 猟銃等の製造及び販売営業に関すること

武器等製造法	第17条第1項	猟銃等の製造の許可
武器等製造法	第17条第2項において準用する法第5条第2項	許可の基準に適合していないことの通知
武器等製造法	第18条ただし書	猟銃等の試験的製造の許可
武器等製造法	第19条第1項	猟銃等の販売事業の許可
武器等製造法	第19条第2項において準用する法第5条第2項	許可の基準に適合していないことの通知
武器等製造法	第20条において準用する法第6条	製造許可又は販売事業許可の取消し
武器等製造法	第20条において準用する法第7条第2項	猟銃等の製造又は販売事業の承継の届出の受理
武器等製造法	第20条において準用する法第8条第1項	猟銃等の種類の変更の許可
武器等製造法	第20条において準用する法第8条第2項において準用する法第5条第2項	許可の基準に適合していないことの通知
武器等製造法	第20条において準用する法第15条	許可等の取消し又は事業の停止命令
武器等製造法	第20条において準用する法第13条	製造又は販売事業の廃止の届出の受理

(2) 猟銃等の製造設備等に関すること

武器等製造法	第20条において準用する法第9条第3項	猟銃等の製造設備又は保管設備の基準に係る適合命令
武器等製造法	第20条において準用する法第12条第1項	猟銃等の工場等の移転の許可
武器等製造法	第20条において準用する法第12条第2項において準用する法第5条第2項	許可の基準に適合していないことの通知

(3) 報告徴収、立入検査、関係機関への通報等

武器等製造法	第21条第1項	許可の条件の付加
武器等製造法	第24条	報告の徴収
武器等製造法	第25条第1項	立入検査
武器等製造法	第28条第1項	都道府県公安委員会又は海上保安庁長官への通報
武器等製造法	第28条第2項	警察官又は海上保安官からの通報の受付